

意見書案第 19 号

化学物質過敏症に関する対策の強化を求める意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書案を江別市議会会議規則（昭和 31 年議会規則第 7 号）第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 16 日提出

提 出 者				
江別市議会議員	石	田	武	史
〃	稻	守	耕	司
〃	猪	股	美	香
〃	長	田	旭	輝
〃	高	橋	典	子

化学物質過敏症に関する対策の強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患です。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムは未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状です。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる香害をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えません。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されません。

よって、国におかれましては、令和6年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質のリスク管理を高めるため、下記の措置を速やかに講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 化学物質過敏症の患者数、発症要因及び生活・就労・就学への影響について、全国的な実態調査を実施すること。
- 2 化学物質過敏症の診断基準及び診療ガイドラインを整備するとともに、専門医療体制の充実を図ること。
- 3 学校、医療機関、公共施設等における化学物質の低減対策を推進するとともに、香害への理解と配慮について周知・啓発を図ること。
- 4 職場や学校において、個々の状況に応じた環境整備や在宅勤務、オンライン授業等の合理的配慮を推進すること。
- 5 地方公共団体における相談支援体制の充実と化学物質過敏症に対する社会的理解の促進を図ること。
- 6 化学物質過敏症の発症メカニズムの解明及び診断・治療・予防法の確立に向けた研究支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月16日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
環境大臣
経済産業大臣